香芝市の職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年９月２６日

香芝市長　三　橋　和　史

香芝市規則第４８号

香芝市の職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

香芝市の職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成７年規則第５号）の一部を次のように改正する。

目次中「第３９条」を「第４０条」に、「第４０条」を「第４１条」に、「第４１条」を「第４２条」に改める。

第２９条第２項中「労基法第６７条の規定による育児時間の承認を受けて勤務しない時間がある日」を「育児休業法第１９条第１項の規定による同条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日」に、「育児時間」を「部分休業」に改める。

第４１条を第４２条とし、第４０条を第４１条とし、第５章中第３９条を第４０条とし、第３８条の次に次の１条を加える。

（条例第１９条第２項の規則で定める期間）

第３９条　条例第１９条第２項の規則で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が１歳１１月に達する日の翌々日から２歳１１月に達する日の翌日までの１年間とする。

附　則

この規則は、令和７年１０月１日から施行する。